

# 高浜3、4号特別点検開始

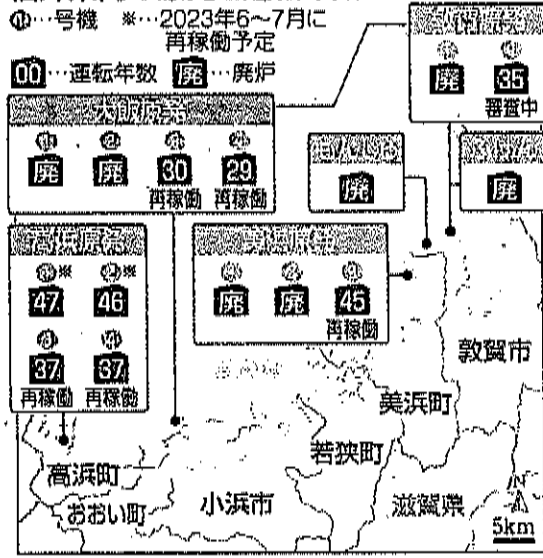
## 関電 40年超運転手続き

関西電力は二十二日、二〇二五年に運転開始から四十年を迎える高浜原発3、4号機（高浜町）の運転期間の延長認可申請に必要な特別点検を始めたと発表した。特別点検では原子炉容器など設備の劣化状況を把握する。原発の運転期間は原則四十年と決められており、原子力規制委員会が認可すれば最長で二十年延長できる。

高浜3号機は一九八五年一月、4号機は同六月に運転開始。二〇一六年に新規制基準下で再稼働し、二〇一二年にテロ対策の特定重大事故等対処施設（特重施設）が完成した。運転延長には運転開始から四十年の一年前までに規制委に認

（美浜町）の時に要した半一年ほど比べ、期間は短く、関電の森野社長は同日の

福井県内の原発と運転年数



見会で、四十年超運転には地元への理解が不可欠として「点検が済んだからできる」というのではなく慎重に進めていく。供給力確保という観点などを総合的に判断して最終的に検討する」と述べた。関電は四十年超運転を決めた場合、配管に相次いで傷が見つかっている蒸気発生器の取り換えなどを検討する。

関電幹部から報告を受けた県の野路博之安全環境部長は「過去に蓄積されたノウハウを十分活用してほしい。設備の劣化状況について

では漏れのないようデータを集め、厳格に評価してもらいたい」と求めた。高浜町の野瀬豊町長は「地域住民の安全安心のため、一層の安全対策の検討を丁寧に行っていたら、その推移を見守りたい」とのコメントを出した。県内では高浜1、2号機と美浜3号機が運転延長の認可を受け、美浜3号機は二一年六月に再稼働した。高浜1、2号機は特重施設を完成させた上で、1号機は二三年六月、2号機は同七月に再稼働する予定。